

遺伝資源へのアクセスと 利益配分に関する法制度

磯崎博司

2010/01/26

明治学院大学 磯崎博司

1

遺伝資源と知的財産権 新たな財源・BSとして

- 遺伝資源 伝統的知識
- バイオテクノロジー移転
- 知的財産権

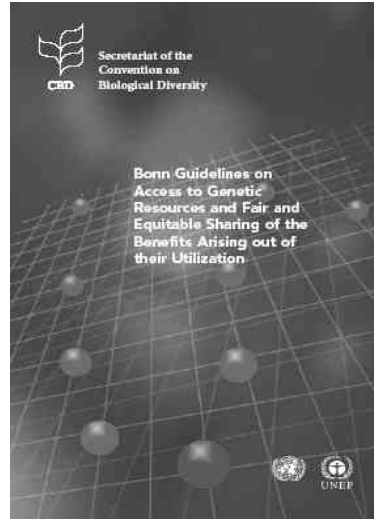
- 先進国による 海賊版批判
- TRIPsによる 植物品種保護
- バイオバイラシー批判で対抗

明治学院大学 磯崎博司

2

ABS

- 生物多様性条約 15条
- 自然資源に対して主権的権利
遺伝資源の取得利用規制権限
国内法に従う
相互合意
PIC
- ボンガイドライン、VI/24



取得利用(A)規制

- ワシントン条約の経験
輸出時とともに輸入時にも
- 政府からのPIC
輸出とともに
国内取引、取得、探査、調査にも
- さらに、地元の関係者からのPICも
特に、先住民、伝統的知識

輸入・利用規制の要求 BS確保のために

- 輸入とともに
国内取引、商業利用
知財権出願時： 起源の開示
- 合法性の遡及メカニズム 認証など
- 特許出願手続きをBS確保制度に借用

WIPO-WTOでの論議

- ABS対象の遺伝資源より広い
- PLT, SPLT, PCT
- 生物資源に関わる特許の出願時に
当該資源の origin 開示
PIC/MTAの番号、コピー
- 取得段階の合法性の確保をIPR出願時点で
- TRIPs 改正

法律専門家会合

- 国内法遵守、 契約遵守
- 国際法、国際私法による手段
- misappropriation misuse
- 紛争解決手段 紛争回避手段
- 合法確認手段 任意手段
- 慣習法の遵守
- 科学研究向けの遵守手段

明治学院大学 磯崎博司

7

国内法遵守

- 主権の中心事項、域外適用・不可
- 行政法・刑法関連判決、承認執行不可
- 司法・刑事協力条約必要
国外犯規定による対応可
- 15条1項、2項、 7項
- 国際レジーム
特定行為を国際違法行為として定義
一連行為の合法性認証

明治学院大学 磯崎博司

8

契約遵守

- 民事・商事分野 紛争解決に関する蓄積
- 関連国際私法条約(締約国少)
- 裁判管轄 被告所在地 原告所在地
- 外国判決の承認・執行 (民訴法)
- 調停、仲裁 (仲裁法)
共通性、普遍性、時間・費用
- 訴訟支援

国際認証制度

- リマ会議
- 制度設計
- 認証基準
- インセンティブ
- チェックポイント
- 認証違反の効果

起源開示

- チェックポイント
- 特許出願時
- 製造認可時
- 輸入時
- 市場投入時
- 起源開示の効果
- 開示設定国内法

国際レジーム

- 外国GRの利用者に当該国の国内法・契約に従い確実に利益を配分させる国際義務
15-7 国の義務、相互合意
現時点では、国内法義務、契約義務
- 強制国際合法認証
- 紛争解決手続き
- モデル契約条項、モデル国内法規定

EU提案 不正取得

- 不正取得のみ（不正利用は既存枠組みで）
国内法によるPIC、MAT要件違反
- 国際標準に則した国内法の情報提供
- 利用国：自国民による不正取得の防止措置
：自国内における不正取得された資源
の再取得・利用の防止措置
- 効果的な制裁規定
- ただし、国際標準に合致しない国内法違反は
除外可能

明治学院大学 磯崎博司

13

EU提案 国際認証

- 国際的に認識された認証
- PICを指す
- PIC情報をCHMIに登録 データベース
秘密事項を除く
情報入手制限
- 現物、PIC証書、データベース により確認

明治学院大学 磯崎博司

14

外国法の受け入れ

- アメリカ： 関税法、レイシー法
- 日本： 外為法・貿易管理令、事前確認
違法伐採対策
グリーン購入法
林野庁ガイドライン 認証
刑法・国外犯規定

外国法の受け入れ

- 二国間条約： 国際司法共助条約
- 多国間条約： 文化財不法移転禁止条約
ワシントン条約附属書Ⅲ
国際組織犯罪防止条約
- 国内法に基づき、国際法を通じて、
他の締約国において法的効果
- 文化財不法輸出入規制法
- 貿易管理令・輸入公表